

# 書評

## BOOK REVIEWS

古川景一・川口美貴 著

### 『労働協約と地域的拡張適用』

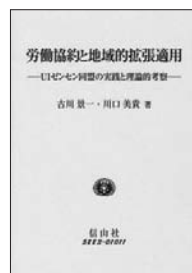
— UIゼンセン同盟の実践と理論的考察

中窪 裕也

労働組合法 18 条が定める労働協約の地域的な拡張適用（一般的拘束力）は、極言すれば、盲腸のような存在である。教科書等を見ても、ドイツやフランスに範をとった制度であるが、企業別協約が支配的なわが国では、ほとんど利用されていない、といった説明がなされるのが通例である。実際、「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受ける」という要件がみたされること自体、きわめて稀であり、近年の議論は皆無に近い。そこに現れた本書は、新鮮な驚きである。弁護士の古川氏と研究者の川口氏が共同で（担当部分は記されていない）、この地域的拡張適用の問題に立ち向かい、それ以外の労働協約法理全般にも触れながら、本文 356 頁、資料を加えて全 437 頁という、部厚い考察を行っている。

しかも、その資料には、過去にわが国で地域的拡張適用の申立がなされた全 26 件（うち適用決定に至ったのは 8 件）の情報に加えて、1982 年に愛知県尾西地域の染色業でゼンセン同盟が締結した年間休日に関する協約が拡張適用された事例（1984 年の第 2 次決定、1989 年の第 3 次決定を含む）につき、組合の内部文書を含む詳細な記録が収められている。調査を進めるうちに、当時の担当者が事件記録を保管していることが判明し、その提供を受けたとのことであるが、古川氏が UIゼンセン同盟の顧問をされているという関係があるにしても、著者の熱心な取り組みがあつてこそ入手できたものであろう。同事例を最後に、ここ 20 年余りは 1 件の申立も決定もなされていない。そ

の貴重な資料を広く参照可能としたことは、本書の価値を高めるものである。また、過去 26 件の資料のほうも、従前の統計では 24 件とされていたものを、原典に当たって確認と訂正を行ったという労作である。



●ふるかわ・けいいち 弁護士。  
●かわぐち・みき 関西大学大学院法務研究科教授。

●信山社  
2011年8月刊  
A5判・437頁・4095円  
(税込)

本書の構成は、以下のとおりである。

序 本書の目的と構成

第1部 沿革と実践

第1章 労働協約法制の沿革

第2章 労働協約の具体的役割と機能

第3章 労働協約の地域的拡張適用の実践

第2部 理論的考察

第1章 労働協約法理の再構成

第2章 地域的拡張適用制度の意義・趣旨・目的

第3章 地域的拡張適用の実質的要件

第4章 地域的拡張適用の決議及び決定

第5章 地域的拡張適用事項と効力・範囲

資料編 I 労働協約の地域的拡張適用申立の全先例

資料編 II ゼンセン同盟による労働協約の地域的拡張適用の実践

まず、第1部の第1章では、戦前期（第一次大戦後）におけるわが国の労働協約の実態と、当時の末弘博士の協約理論、裁判例、労働組合法案の内容などを紹介し、それらが現在の労働協約および協約理論との間に連続性を有することを指摘した上で、戦後の旧労働組合法（1945年）制定の経緯を詳しく検討し、さ

らに現行の労働組合法（1949年）以降の改正経過を整理している。地域的拡張適用との関係では、昭和初期における労働協約の適用範囲や「準用」の状況が戦後の法制の背景となったという分析や、旧労組法の制定時、末弘博士が戦時中の統制経済下での経験を踏まえてアウトサイダー規制の必要性を訴えたことへの着目など、それが日本の現実に根ざしていたという方向性が打ち出されている。

第2章では、著者が考える労働協約の機能・役割を提示した上で、企業別・事業場別の協約と、企業横断的または業種横断的な協約とに分けて、UIゼンセン同盟の協約を中心に事例を紹介している。その中で、企業別に締結された協約であっても実質的に業種別・産業別の協約に近いものもあり、また、労働協約は使用者にとっても公正競争の実現という点で意義があるという、本書全体のテーマに連なる見解が示されている。

第3章は、本書の核心といえる部分であり、地域的拡張適用の申立がなされた全事案を時期区分にもとづき整理した上で、上記の尾西地域の染色業の事例について、組合の戦略と方針決定から始まって、使用者団体との連携、組合組織の拡大、行政との事前折衝、年間休日に関する労働協約の締結、拡張適用の申立、労働委員会での調査と決議、県知事の決定と公告、実効性確保の取組み、第2次・第3次の申立、拡張適用の終了（1992年）という経過を、資料にもとづき具体的に記述している。さらに、それ以外の事例にも触れながら、地域的拡張適用制度の役割として、労働条件の維持・向上、使用者相互間の公正競争の実現、政策課題の実現という3つを提示している。

次に、第2部の第1章では、労働協約に関する法理を体系的に記述し、規範的効力を中心とする様々な論点について、著者の見解を示している。労働組合法17条の工場事業場単位の拡張適用もそこに含まれるが、地域的拡張適用については、次章以下での検討に残された形となる。全体に、労働組合の交渉力・規制力を重視する立場がとられ、また、未組織労働者が組合の努力に「ただ乗り」することに対する警戒が強く示されている。

続いて、第2章以下では、地域的拡張適用制度に焦点を絞り、制度の意義・趣旨・目的、拡張適用の実質

的要件、手続的要件、適用事項と効力・範囲という順で、詳細な検討を行っている。各事項についても、問題の所在、先例、行政解釈、学説の状況を丁寧に確認した上で、自らの見解を提示している。「一の地域」「同種の労働者」「一の労働協約」「大部分」といった要件はもちろん、申立書の宛名と提出先、労働委員会による調査・審議の方法、決議の内容、これを受けた知事の決定権限など、かなり実務的な部分まで踏み込んでおり、総体として、地域的拡張適用に関する最も詳しい研究となっている。

最後に、以上を踏まえた「まとめ」の議論を期待するのは自然ではないかと思われるが、本書はいささか唐突に終了し、巻末に2つの資料が並んでいる。評者なりに本書の趣旨をまとめれば、日本の労働協約は企業別という固定観念に挑戦して、業種や産業レベルでの労働協約の機能に着目し、これをさらに強化・拡大するための手段として、地域的拡張適用制度の運用実態の検証と解釈上の提言を行い、その機能回復をはかる、ということになる。

本書のうち特に評者の印象に残ったのは、第1部の第1章と第3章である。

前者は、労働協約に的を絞って、戦前から戦後に至る法制の経緯を丹念に整理した点に意義があり、内務省や司法省の資料を用いた戦前の労働協約の分析には、法律研究の枠を超えた広がりを感じられる。有名な1930年の京都地裁判決に対する高い評価や、同年に労農党が帝国議会に提出した労働組合法案を拡張適用のルーツとして重視する点など、少し前のめりではないかという印象を受ける部分もあるが、それを含めて多くの思索を喚起し、歴史研究の重要性を再認識させてくれる。また、旧労働組合法における草案作成から議会での審議の過程の分析はとりわけ興味深く（『資料労働運動史』の誤植の指摘もある）、今後の研究にとって、有用な基盤となることは間違いない。

後者では、先例の時期区分から、地域的拡張適用を認めた事例が1950年代初頭に数件現れたものの、以後は低調となり、1961年から80年までは申立さえ皆無であったという事実が、浮き彫りにされる（著者は、労働委員会が事案の処理にあたり、理由を付して不適用の決議を行うのではなく、当事者に申立を取下

---

---

げさせるといふ手法を用いたことが、その要因となつたと批判している)。だからこそ、愛知県尾西地域におけるゼンセン同盟の申立が、注目に値するのであり、本書(資料Ⅱも含む)によって、関係当事者が、かかる状況を十分に認識した上で周到な準備を行い、「一の地域」「大部分」「一の労働協約」等の要件をクリアして労働委員会の決議と知事の決定・公告を獲得し、さらにその履行確保のために行政を動かした過程を、つぶさに追体験することができる。もちろん、年間休日という事項が、その時期における当該産業の状況に適合的であったという事実も、重要な背景事情として指摘されている。ここでは紹介しきれない豊かな内容が、今後、多くの読者に共有されることになろう。ちなみに、1989年以降は上記のように再び申立が皆無となり、第2の空白期が続いている。

他方、フラストレーションを感じたのは、第2部の

第1章である。地域的拡張適用を除いた労働協約法理について、体系的な説明と著者の見解が示されているが、その叙述は、通常の教科書よりは詳しいものの、議論が突き詰められるわけではなく、いくつかの論点で、さらに反対説の検討を求めたい気持ちになる。のみならず、第1部の第3章で地域的拡張適用の実例を見た後なので、なぜここで、いわば従来型の労働協約法理のおさらいをしなければならないのか、という疑問が脳裏を離れない。第1部第3章と第2部第1章を入れ替え、第2部を地域的拡張適用の問題に絞ったほうが、より自然な構成となったのではないだろうか。

また、第2部の第2章以下は、前述のように、地域的拡張適用制度について、理論面から実務上の細かな論点まで、よくぞここまでと思うほど網羅的に論じており、圧巻である。けれども、そこで示された結論がすべて説得的というわけではない。たとえば、拡張適

用されるのは規範的部分に限られず、便宜供与、協議・同意条項、シヨップ条項などの拡張も可能というのは、かなり大胆な見解のように思われる（もっとも、昭和20年代に協議条項の拡張適用を認めた事例があることは、本書に記されている）。また、本書の全体を通じ、時として、組合関係者に対する実践マニュアルのようなトーンで書かれている部分があり、議論の客観性・中立性の面で、とまどいを覚えることも事実である。しかし、沈滞した状況に何とか一石を投じ、制度に対する関心と議論を喚起したいという強い意欲は、ひしひしと感ずることができよう。

評者は、資料Ⅱの最初に収められたゼンセン同盟

地方繊維部会の文書に書かれているように、労組法18条には解釈論によって解決することが困難な問題が多々あり、「立法論上、根本的再検討を要する」（同文書、本書394頁）と考えている。しかし、わが国の雇用システムも労働組合運動も大きな転換期にある今日、様々な工夫によって、地域の拡張適用という制度が新たな役割を担う可能性もあろう。本書の著者の努力に敬意を表するとともに、今後、各方面で、さらなる検討がなされることを期待したい。

なかくぼ・ひろや 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授。労働法専攻。

## 加瀬 和俊 著 『失業と救済の近代史』

横山 和輝

失業はどんな時代においても深刻な問題である。例えば昭和恐慌という大不況下の失業問題も、過去の出来事とはいえ極めて現代的な関心事となる。本書は、戦前期の失業問題・失業対策の歴史的な特徴点を経済のみならず政治動向や社会全体と関連づけながら説明した近代史の書である。文体は平易だが、丹念な史料整理が背後にある。かつて『戦前日本の失業対策——救済型高強度某事業の史的分析』（日本経済評論社、1998年）を書き上げた著者だからこそ執筆できる歴史の入門書である。

本書は章別のナンバリングを施していないものの、プロローグおよびエピローグを含めて7つの章から構成されている。

- ・失業問題の歴史を考える意味——プロローグ(1-3頁)
- ・失業問題の歴史を追う(6-62頁)
- ・失業者の生活と意識(63-98頁)
- ・失業問題観と対策論争(99-139頁)
- ・唯一実施された失業対策 失業救済事業(141-179頁)
- ・失業保険制度不在の原因と影響(181-200頁)



●吉川弘文館  
2011年9月刊  
B6判・217頁・1785円  
(税込)

●かせ・かずとし 東京大学社会科学研究所教授。

・失業問題の現在——エピローグ(201-205頁)

本書の内容は、プロローグ直後の章「失業問題の歴史を追う」に約言されている。まずはこの章を軸として内容をまとめておく。

戦前の「失業者」、つまり「雇用されていたん職についていた者のうち、その職を失った者」の数は、『国勢調査』（1930年10月1日実施）によると32万人（男子29万人、女子3万人）にのぼる。これだけでも5%程度の失業率に相当する。新卒者や一時的に親元に帰っている人々が含まれないことを踏まえ、著者は戦前における失業の問題がいかに深刻であったのかを強調する。

次に、本書を貫く歴史観が提示される。その概要は次のようなものである。労働者が解雇・失業を恐れなくなると自立的姿勢を強める可能性がある。この点で



は資本家にとって失業対策は望ましいものではない。その一方で、失業問題が深刻化することで治安が悪化し、ひいては資本主義に批判的な政権が成立する危険がある。つまり国家としては失業対策をしないわけにはいかない。したがって国家は、「資本家層と部分的には対立しつつ、基本的には彼らの許容する範囲内で、失業対策を案出し、実施する」ことになる(14頁)。つまり著者は失業と救済の歴史を「資本家・資本家団体と政府との資本主義を維持するためのコストをめぐる対立と妥協の歴史」と表現している(14頁)。

近代史の書とはいえ歴史叙述は江戸時代からスタートしている。著者は江戸時代について「企業が多数の人間を雇用するという関係はほとんどない」とみなしている(16頁)。つまり土地を離れた浮浪者や主君を失った武士などの例外はあるものの、失業問題はほとんど存在しなかったとみなしている。そしてそういった例外的な存在を救済する措置として寛政期あるいは天保期に都市流入規制(帰農奨励)が実施された点などに言及するにとどめている。

失業問題が顕在化するのには明治後期だという。著者はこの顕在化過程として2つの経路を見出している。

第1の経路は「扶養家族を持つ男子労働者の人数が増加したために、景気変動にともなう雇用者数の増減に対応してその失業問題が表面化する」というものである(22頁)。熟練工を雇うようになった繊維部門では、賃金が単身者の生活費ではなく扶養世帯の生活を維持する水準にまで高まった。こういった世帯は親元の農村に戻ることはできなかったので、家賃滞納で追い出されると都市スラムに流れ込むことになる。有業者の生活水準が向上するにつれ、失業による生活水準の低下がより深刻化するわけである。なお、この第1の経路についてはさらに「失業の生活と意識」の章で失業者の生活事情として様々なグループに区分した上で詳述されることになる。

第2の経路は高等教育の進学率増大を遠因とするものである。官公庁や一部民間企業が高等教育機関卒業者を採用するようになった。ホワイトカラー職種へのルートができあがったわけであるが、そういった求人が学歴保有者の増加数ほどに伸びなかったという。親が地方資産家であれば親が経営する会社などに就職するという選択肢もある。そうではない者は失業状態に

陥ることになる。ただし後者の人々の苦境については個人的問題の域を出ないものとされていた。この問題は「失業問題観と対策論争」の章でも取り上げられ、数々の政財界の声を紹介されている。財界人は、実業の役に立たない学校教育に対する批判とあわせ、高学歴失業者に対し冷淡であった(ただし池田成彬は失業対策に理解を示した例外的存在であったという)。

著者はこれら2つの経路について指摘・検討した上で、政府が失業問題を社会問題として捉えるようになった事情を説明する。失業者の増大が政府への反対勢力の拡大をもたらすし、失業によって犯罪や自殺が増大する懸念も生じる。その対処策として、ようやく1921年職業紹介法が制定された。その後の失業救済に関する制度的枠組みについては本章ではなく「唯一実施された失業対策 失業救済事業」および「失業保険制度不在の原因と影響」の章で詳述される。

\*\*\*

失業と救済の近代史を「資本家・資本家団体と政府との資本主義を維持するためのコストをめぐる対立と妥協の歴史」(14頁)と捉えるのが著者の視点である。評者の拙い発想で捉えなおすと、失業は経済全体によるコーディネーションの失敗であり、これを再調整するものとして政府が救済政策の実施に踏み切ることになる。ただしその救済策がさらなる政府の失敗を招くことがある。これはまさに本書を読み進めながらあらためて気づかされるポイントである。

例えば次のようなケースが紹介されている。1927年7月に川崎造船所は職工3050名および社員・付属員500名を解雇している。同社は解雇に際して解雇手当を支給したので、失業者はその手当で生活しつつ求職していた。再就職先はなかなかみつからなかった。同年12月に神戸市が日雇失業救済事業に彼らを優先的に雇用することにした。しかし実際にこの優先的雇用に登録した失業者は260名程度であった。同社の失業者の3550名からすれば1割にも満たない。そしてその登録者が実際に就労するとほとんどがすぐに仕事を辞めてしまったという。「この時点まで関係者は、失業者が増加すれば失業救済事業の規模を拡大すればよいと単純に考えて」いたのに、「工場労働者の失業には失業救済事業はほとんど役に立たないことが政策

当局に自覚されるようになった」(83頁)。これには失業手当の支給がときとして就業・勤労意欲にマイナスの影響を与えてしまうことの一例がみられる。さらに、そういったマイナスの影響をいかに解決するかについてさらなる一步にふみこまず、マイナスの影響のみが注視されることで救済事業そのものに政策当局の当事者がネガティブなイメージを抱いてしまうという事態も描かれている。

次のようなエピソードもある。「唯一実施された失業対策 失業救済事業」の章では1925年度から28年度の冬期にだけ実施された失業救済事業を詳述している。政府は公共土木事業を一般公共土木事業と失業救済事業とに二分し、前者を圧縮しながら後者を拡大させた。各地方自治体は失業救済事業の名目で公共土木事業を展開するなど失業救済事業を積極的に展開する。このとき「ピンハネを避けて賃金の全額を雇用者に渡すという失業救済事業の原則にしたがって、就労者の雇用・使役に際しては請負人を認めないという方針がとられた(153頁)。ただしこれは「労務管理と賃金算定を巡る現場での争いが常時発生する」要因ともなった(154頁)。労使関係の調整役がないがしろにされた訳である。やがて「請負人を「現場責任補助者」などの名目で自治体が雇用して労務総括にあたらせることが容認されることになった」という(164頁)。現場の状況に即して利害調整をスムーズに遂行させるよう制度変化がなされたのである。

大不況の下でどのような失業救済策を講じるべきか、策を試すことなどはできない。この点で歴史は擬似的な実験結果の宝庫である。政策当局が何を誤り、直面した状況のなかでどう切り抜けたのか、一つひとつのエピソードは実に示唆深い。

意義深い書であるが、改善がのぞまれる点もある。まず細かいところで3点ほど指摘しておく。第1に、徳川政権下の雇用問題について、「企業が多数の人間を雇用するという関係はほとんどないものとみなしている(16頁)。これは徳川政権下の商家における年季奉公人雇用をめぐる近年の研究成果を踏まえると首肯しがたい。第2に、失業者をカテゴライズする際に、梅村又次ほか編『長期経済統計2 労働力』(東洋経済新報社、1988年)に掲載されている、性別・年齢階梯別の有業者人口の推移などのデータは活用さ

れるべきであっただろう。そして第3に、政府と軍部の関係をクローズアップしても良かったはずである。昭和恐慌の前後、国際的な軍縮ムードのなかで職業軍人の削減が進む。彼らの習得したスキルは特殊であるので事務職や職工に再就職するのは困難である。したがって除隊兵もまた深刻な失業問題に直面する。彼らの失業問題は軍部に対する反感の原因となる。軍部にとって、昭和恐慌に際し浜口雄幸内閣が社会政策を掲げたことは幸いであった(加瀬和俊「兵役と失業(一) —昭和恐慌期における対応策の性格—」『社会科学研究』第44巻第3号、1992年)。このような当時の状況について多少なりとも言及した方がリアルな歴史を読者は体感できたかもしれない。

さて、唯一の不満を指摘しておく。雇用問題に関して国家は関与すべきではない、とする当時の財界人の発言について、著者は「主流派経済学の失業論が、財界人の直感的認識のアカデミックな表現に他ならないことを教えている」としている(204-205頁)。政府が介入せずに済むなら難しい議論の必要はない。雇用・失業問題についてどのような政策パッケージが望ましいのか、1つの方法として、介入の必要のない状態を仮定するところから議論をスタートさせることはある。その場合でも、結論として政府の介入を最終的に否定することが「主流」の言説というわけでもない。さらに著者は「経済史研究の分野では、近代日本の経済的推移を、その産業成長の側面に注目して楽観的・肯定的に描く著作が主流化している」としている(2頁)。近年における数々の成果の歴史叙述が楽観的なものであるというならば、それは著者の方法論に対する理解不足である。実際にバラ色にしか描かないのであれば書き手の説明力不足であり、別途問題でもある。入門書であるだけに、バランス感覚の維持を要求したいところである。

様々な史実に知的興奮を覚える書であることは揺るがない。方法論に関する著者の多少の誤解を相殺してあまりあるほど、著者の紹介する史実は実に興味深いものである。それはひとえに著者の丹念な史料整理の賜物である。

よこやま・かずき 名古屋市立大学経済学部准教授。経済史専攻。